

豊川市耕作放棄地対策協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は、豊川市耕作放棄地対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、豊川市とする。

(目的)

第3条 協議会は、地域における耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 耕作放棄地再生利用に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 会員は、別表に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求が

あったとき。

(2) 第 8 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合においては、2 日前までにこれらの事項を会員に通知して総会を招集することができる。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第 17 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第 4 条の事業の実施に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第 22 条第 1 項の事務局に備え付けておかなければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第 22 条第 2 項の事務局長及び次の各号に掲げるものを持って組織する。

(1) 豊川市

(2) ひまわり農業協同組合

(3) 東三温室園芸農業協同組合

(4) 豊川市農業委員会

(5) 豊川市土地改良区

3 幹事会の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第 1 号にあっては、総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

第 6 章 事務局等

(事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、豊川市諏訪一丁目 1 番地豊川市役所産業環境部農務課内に事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、農務課長とする。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、豊川市耕作放棄地対策協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者及び文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第 23 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 協議会は、第 22 条第 1 項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資 金)

第 26 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊川市からの助成金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号の豊川市からの助成金及び同条第 2 号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 22 条第 1 項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 31 条 実施要綱、実施要領、及びこの規約に定めるもののほか、その他規程の定めるところにより次に各号に掲げる書類を愛知県知事（以下「知事」という。）に必要な応じて提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第 8 章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 32 条 この規約を変更する場合は、知事に届出なければならない。

(届出)

第 33 条 第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合は、協議会は、遅滞なく知事に届出なければならない。

(事業完了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 34 条 第 4 条第 1 項各号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては知事に、市費相当額にあつては豊川市長に返還するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 35 条 実施要綱、実施要領、及びこの規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この規約の施行の日から、豊川市と宝飯郡小坂井町が合併するまでの間における第 2 条の規定の適用については、同条中「豊川市」とあるのは、「豊川市及び宝飯郡小坂井町」と読み替えるものとする。

- 1 この規約は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

- 1 この規約は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

別 表

豊川市耕作放棄地対策協議会会員

	所属する組織及び職名	備考
会 員	ひまわり農業協同組合常務理事（経済担当）	
会 員	ひまわり農業協同組合総合企画部長	
会 員	ひまわり農業協同組合営農部長	
会 員	東三温室園芸農業協同組合代表理事組合長	
会 員	豊川市農業委員会会長	
会 員	豊川市土地改良区理事長	
会 員	豊川市産業環境部長	
オブザーバー	愛知県東三河農林水産事務所農政課主幹	
オブザーバー	愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課長	